日吉津村特殊詐欺から村民を守る緊急対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、日吉津村特殊詐欺から村民を守る緊急対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、日吉津村補助金等交付規則（昭和４２年日吉津村規則第１８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本補助金は、高齢者が居住する世帯における防犯機能付電話機の導入に必要な経費を補助することにより、特殊詐欺による被害を未然に防止し、村民の安全で安心な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において防犯機能付電話機とは、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」を全て備えた電話機をいう。ただし、子機を備えている場合は、子機においても同様の機能を備えているものとする。

（補助金の交付）

第４条　村は、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業の実施に要する経費の額のうち別表の第３欄に掲げる経費に相当する額（１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）又は同表の第４欄に定める額のいずれか低い額とする。

（交付申請及び実績報告の時期）

第５条　本補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業の完了の日から３０日を経過する日又は当該年度の２月１５日のいずれか早い日までに、日吉津村特殊詐欺から村民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に同申請書兼実績報告書に定める書類を添付して、村長に提出しなければならない。

（交付決定及び交付額確定の通知）

第６条　村長は、前条の規定による本補助金の交付申請及び実績報告があったときは、速やかにその内容を審査する。

２　村長は、前項の規定による審査の結果、当該交付申請及び実績報告の内容が適当であると認めるときは、本補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、日吉津村特殊詐欺から村民を守る緊急対策事業補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第２号）により、その旨を通知するものとする。

３　交付決定後、規則等に定める補助事業者の行うべき義務を履行しなかった場合、村長は交付決定を取り消すことができる。

（譲渡等の禁止）

第７条　本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて補助対象機器を購入した日の翌日から起算して６年を経過する日までの間、村長の承認を受けないで、当該補助対象機器を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（規定外事項）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

１　補助事業	２　補助対象者	３　補助対象経費	４　補助上限額
防犯機能付電話機の購入助成事業	村内に居住する 60 歳以上の者又はその者と同一世帯の世帯員	防犯機能付電話機本体の購入及び設置（専門の事業者が行うものに限る。）に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）	１世帯当たり １万 5,000 円

備考

１　次に掲げる補助金を活用して防犯機能付電話機を購入又は設置した者が属する世帯は、本補助金の交付の対象としない。

（１）鳥取県犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金

（２）日吉津村防犯機器購入補助金

２　本補助金は、一の住宅及び世帯に対して１回に限り交付する。ただし、同一の建物であって、異なる世帯がそれぞれ独立した玄関及び居住空間を有する住宅（二世帯住宅等）である場合は、それぞれの世帯について申請することができる。

３　補助対象経費は、防犯機能付電話機本体の購入及び設置に要する経費に限るものとし、附属品、振込手数料及び商品配送料は、補助対象経費としない。

４　本補助金は、令和８年４月１日以降に購入及び設置を行った電話機に係る経費を対象とする。

５　補助事業の対象となる購入及び設置に係る代金の支払方法のうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントにより支払をしたものは、補助対象経費から除くものとする。

６　紛失、破損、盗難等による防犯機能付電話機の再購入は、本補助金の交付の対象としない。